

令和5年第3回市議会定例会（9月）



陳情書



秋田県由利本荘市議会

目 次

- 陳情第 10 号 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対して由利本荘市議会に対応を求める陳情 … 1 P
- 陳情第 11 号 豊かな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引上げを図るための 2024 年度政府予算に係る意見書提出についての陳情 … 4 P

(写)

陳情第 10 号

令和 5 年 5 月 24 日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対して由利本荘市議会に対応を求める陳情

【陳情の理由】

全国靈感商法対策弁護士連絡会（以下「全国弁連」という。）が令和 5 年 3 月 18 日、「政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明」（以下「本件声明」という。）を公表し、声明文を全国の 1,788 自治体に送付したと発表しました。本件声明は、貴議会にも届いていると思われま

す。本件声明には、4 つの趣旨（以下「本件趣旨」という。）が掲載されていますが、本件趣旨に基づく決議（以下「本件決議」という。）がなされれば、後述のとおり、いずれも国連宣言に違反し、憲法違反となるおそれが大いにあります。

国連では、「宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」を採択しています。そこには、全ての国は「宗教および信念の自由についての理解、寛容および尊重を促進すること」を必要不可欠とし、「宗教または信念を理由とする差別を防止し、それと闘うこと」、「必要なすべての措置をとること」を決議したと述べられています。

全国弁連の声明は、日本社会において特定宗教に対する差別及び不寛容を助長するものであり、世界平和統一家庭連合（旧統一教会。以下「家庭連合」という。）の信仰をもった住民に対する不安と偏見をあおり、地域社会から排除するよう政治家に働きかけるものです。国と地方自治体、地方議会においては、宗教への不寛容を防止するあらゆる措置を取るべきです。

本件趣旨 1 は、家庭連合による被害を根絶するために、正体を隠した違法な伝道活動や靈感商法による被害、家族被害、二世被害を防止・救済する実効性ある施策を実現・実施されたいというものです。

しかし家庭連合は、少なくとも現在は、正体を隠した違法な伝道活動や靈感商法を行っておらず、家族被害や二世被害があるという具体的な根拠も示されていません。

そのような中、特定の宗教を名指しし、もしくはその活動を萎縮させるような決議を行うことは、地域内の信者らの思想・良心の自由（憲法第 19 条）、信教の自由（憲法第 20 条第 1 項）に対する侵害となり、憲法違反となることは明白です。

本件趣旨 2 は政治家に対し、「家庭連合との関係断絶」をお願いするというものです。

同3は、係る関係断絶を明らかにするため、議会に対し、関係を断絶する議決を求めるというものです。

しかし、政治家がいかなる住民と関係を持つかは、同政治家の思想信条の自由（憲法第19条）により決せられるべきであり、特定の団体により禁止を求められるような性質のものではありません。仮に、議会がそのような内容の決議を行えば、地域内の信者らの憲法第19条の思想・良心の自由、憲法第20条第1項の信教の自由に対する侵害となることはもとより、住民の請願権（憲法第16条）や参政権（憲法第15条第1項）、議員の思想信条の自由及び政治活動の自由（憲法第21条第1項）を著しく侵害するものであり、憲法違反となることは明白です。

本件趣旨4は貴議会議員全員に対し、家庭連合及び関連団体との関係の有無を調査し、関係があった場合にはその経緯や事実等を調査・公表することを求めるものです。

政治家がいかなる住民と関係を持つかは、同政治家の思想信条の自由及び政治活動の自由により決せられるべきであり、特に特定の宗教団体との関係について調査・公表することは、信教の自由を侵害し、憲法違反となることは明白です。

本件声明を提出した全国弁連は、スパイ防止法の制定阻止を目的として設立された、特定の政治的主張を持つ弁護士らにより構成される団体であり、その代表世話人弁護士らは、いずれも日本共産党、旧社会党など、特定の左派系政党と関係の深い人物です。

特に、代表世話人の1人である郷路征記弁護士は、家庭連合の会員らを違法に拉致監禁し、強制改宗を行った者たちと結託し、脱会した元会員らを原告として家庭連合を訴える民事訴訟を多数提起してきました。

そのような団体の意向に沿うことは、地方議会の政治的中立性（憲法第15条第2項）を害するのみならず、間接的に特定人の経済的利益に与するものであり、断じて容認できません。

以上の理由から、貴議会が本件決議を行った場合には、本件決議が憲法違反となるおそれがあることはもとより、本件決議の決議者が憲法遵守義務（憲法第99条）に違反するおそれがあります。

そのような場合は、当該決議に対する取消訴訟及び国家賠償請求訴訟を行う可能性があることを申し伝えておきます。

家庭連合の信者及びその子らは、マスコミによる昨今の過激な報道等により、多大なストレスを受けています。特に、信者の子らの中には、自らの自由意思により家庭連合に在籍する者も数多くおり、その二世たちのストレスは著しいものと言えます。

仮に貴議会において、十分な法的根拠や事実認定根拠もなく、家庭連合やその信者を批判することにつながるような決議等が行われれば、地域社会において、彼らが不当な差別を受けるなど、さらなるストレスが生じるおそれがあります。

そのような行為は、地方自治の本旨（憲法第92条）たる住民自治に反するのみならず、住民の福祉の増進（地方自治法第1条の2）に反することで、違憲違法のおそれがあるものと言えます。

以上の趣旨から下記事項について陳情いたします。

記

1. 憲法違反の疑いが強い、「世界平和統一家庭連合との関係断絶」などの議決を行わないようにすること。
2. 議会決議等により、世界平和統一家庭連合の信者やその子らが、地域社会において不当な差別を受けることのないよう、配慮すること。

令和5年5月22日

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男 様

秋田県秋田市寺内後城18-8-101

信仰の自由・基本的人権を守る秋田県民の会

代表 笠原 尚子 ㊞

(写)

陳情第 11 号

令和 5 年 5 月 29 日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

豊かな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引上げを図るための 2024 年度政府予算に係る意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働など解決すべき課題が山積みしており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられているものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子供に教職員の目を行き渡らせるため、独自の少人数学級を実施しているところですが、豊かな子供の学びを保障するための財源は、本来国が負担するべきと考えます。

2024 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

1. 子供たちの教育環境改善及び教職員の働き方改革並びに長時間労働是正のために、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、中学校・高等学校における 35 人学級を実施すること。
2. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、十分な加配措置を行うこと。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図り、地方財政を確保するため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。

4. 新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、教職員の待遇改善に必要な財政措置を講ずること。
5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成バランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

令和5年5月25日

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男 様

秋田市山王4丁目4番14号
秋田県教職員組合
執行委員長 小林 久美子 ㊞